

「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」を適用した

相続税申告書の記載例

この記載例は、父が死亡し、母と子2人の3人で父の遺産を相続し、「小規模宅地等の特例」及び「配偶者の税額軽減」の適用を受ける事例について、相続税申告書の作成手順と記載方法を説明したものです（この記載例の事例以外の場合及び相続税の仕組みの解説については、国税庁ホームページに掲載している「相続税の申告のしかた」をご覧ください。）。

【目次（作成順序）】

○ 事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 遺産の分割状況、財産取得者の一覧の記載・・・・・・・・	2
2 相続税がかかる財産の記載・・・・・・・・	3
3 債務及び葬式費用の記載・・・・・・・・	10
4 相続開始前3年以内の贈与財産の記載・・・・・・・・	11
5 相続財産の種類別価額表の記載・・・・・・・・	12
6 課税価格の計算・・・・・・・・	14
7 相続税の総額の計算・・・・・・・・	15
8 各人の算出税額の計算・・・・・・・・	16
9 配偶者の税額軽減の計算・・・・・・・・	17
10 各人の納付税額の計算・・・・・・・・	18
○ 相続税の申告の際に提出していただく主な書類・・・・・・・・	20

- 国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができる「**タックスアンサー**」を公表しておりますので、ご確認ください。
- 相続税の申告のしかた・手引などは、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。



国税庁ホームページ
タックスアンサー



国税庁ホームページ
相続税の申告の
しかた・手引

【参考】 日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】では、税理士等の検索が可能となっています。



税務署

この社会あなたの税がいきている

(R6.10)

【事例】

父（国税太郎）が▲年5月9日に亡くなり（亡くなられた人のことを「被相続人」といいます。）、母（国税花子）、私（国税一郎）、妹（税務幸子）の3人で父の財産を相続しました。父が残した財産は、自宅のある土地と家屋、上場株式、現金、預金、生命保険金です。父が亡くなった年分の固定資産税と葬式費用は母が支払いました。また、（父の生前に）私と妹は父から現金の贈与を受けていました。

相続税の申告に当たって、母は「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」の適用を受けます。

○ 相続財産等の内訳（遺産分割の状況）

1 相続財産（被相続人が亡くなった時点において所有していた財産及びみなし相続財産（生命保険金など））

種 類	所 在 場 所	財産の価額	財産取得者
【不 動 産】	〇〇市△△3丁目5番16号		
	土地（宅地）	15,000,000 円	国税 花子
	家屋	8,000,000 円	国税 花子
【有価証券】	△△証券〇〇支店（上場株式）	14,700,000 円	国税 花子
	〇〇建設株 〇〇石油株	12,525,000 円	国税 一郎
【現 金】	〇〇市△△3丁目5番16号	500,000 円	国税 花子
【預 貯 金】	〇〇銀行〇〇支店		
	普通預金 定期預金（税務幸子名義）（注）	3,000,000 円 7,075,000 円	国税 花子 税務 幸子
【生命保険金】	〇〇生命	20,000,000 円	国税 花子

（注）財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税対象となります。

なお、預貯金は、相続開始日現在の預入残高のほか既経過利子の額を基に財産の価額を算出しますが、事例では計算の簡略化のため既経過利子の額を省略しています。

2 債務・葬式費用

種 類	支 払 先	支 払 金 額	負 担 者
【租税公課】	〇〇市役所（固定資産税）	150,000 円	国税 花子
【葬式費用】	〇〇葬儀社	1,350,000 円	国税 花子

3 生前贈与財産

【相続開始前3年以内の贈与財産】	受 贈 金 額	受 贈 者
現金（×年 2月16日 贈与）	1,100,000 円	国税 一郎
現金（×年 10月25日 贈与）	1,100,000 円	税務 幸子

（注）相続開始前3年以内の贈与財産のほか、被相続人から生前に贈与を受けた財産について相続時精算課税を適用していた場合にも、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を相続税の課税価格に加算します。

【参考】

○ 相続税の申告について

相続財産等の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告をする必要があります。

「1 相続財産」 — 「2 債務・葬式費用」 + 「3 生前贈与財産」 > 遺産に係る基礎控除額
 （9 ページ） （10 ページ） （11 ページ） （15 ページ）

（注）小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減を適用するためには、相続税の申告をする必要がありますのでご注意ください。

○ 相続税の申告書の作成を開始する前に

相続税の申告書を作成するためには、相続した財産を評価する必要があります。

相続した財産の評価がお済みでない場合又は評価方法をお調べになりたい場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー（財産の評価）」をご覧ください。



タックスアンサー
トップページの「分
野から探す」から
「相続・贈与」をク
リック



「財産の評価」の「相続財産や
贈与財産の評価」をクリック

※ 画面は令和6年10月現在のものです。

1 遺産の分割状況、財産取得者の一覧の記載

第 11 表 相続税がかかる財産の合計表

この表では、遺産の分割状況、財産取得者の一覧を記入します。

相続税がかかる財産の合計表 (相続時精算課税適用財産を除きます。)										被相続人の氏名 国税 太郎			
この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。 なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。 (注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。													
1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧 遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。													
遺産の分割状況		分割の日	全部分割				部分分割						
1: 全部分割 2: 部分分割 3: 全部未分割	1		元号 令和	年 ▲	月 8	日 18	元号	年	月	日			
財産取得者の一覧													
項番	財産を取得した人の氏名			項番	財産を取得した人の氏名								
1	国税 花子												
2	国税 一郎												
3	税務 幸子												
(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。 2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。													
2 取得財産の価額の合計表													
財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)		③ 取得財産の価額(円) (①+②)									
(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。 2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。 3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。 4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。													

【手順1】
被相続人の氏名を記入します(次ページ以降、同様に記入します。)

【手順2】
遺産の分割状況に応じた番号を記入します。また、遺産の全部又は一部については、該当する欄にその分割の日を記入します。

【手順3】
被相続人から財産を取得した人全員の氏名を記入し、1から順番に項番を記入します。

【相続税がかかる財産（被相続人が亡くなった時点において所有していた財産）】

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

2 相続税がかかる財産の記載

第 11 表の付表 1 相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)

この表では、相続税がかかる財産（1 ページの「1 相続財産」欄に記載の財産）のうち、土地又は家屋等の明細を記入します。

【手順 1】

相続財産（土地又は家屋等）の細目、利用区分などの各欄を記入します。

※ 細目、利用区分の記載要領は下表をご覧ください。

（注）

自宅のある土地（宅地）については、小規模宅地等の特例の適用を受けるため、「特例」欄に「1」を記入するとともに、7 ページの第 11・11 の 2 表の付表 1 の手順 3 で計算した価額を記入します。

【手順 2】

財産を取得した人の番号（2 ページの手順 3 で記入した番号のことです。次ページ以降において同じです。）と、その人が分割により取得した財産の価額を記入します。

相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋等用)

被相続人の氏名
国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。

財 産 の 明 細						分割が確定した財産	
項 番	細 目		所在場所 上段：(左)都道府県、(右)市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号	面積(㎡) 固定資産税評価額(円) 備 考(円)	単価(円)又は倍率 持分割合	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	利用区分	特 例					
	特 例	備 考					
1	宅地		〇〇県 〇〇市	100.00		1	3,000,000
	自用地 (居住用)		△△3 丁目		/		
			5 番 16 号		3,000,000		
2	家屋等		〇〇県 〇〇市	93.00		1	8,000,000
	自家用家屋 (木造・居宅)		△△3 丁目		/		
			5 番 16 号		8,000,000		

第 11 表の付表 1

《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》

種 類	細 目	利 用 区 分
土 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋 等		家屋については自家用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権などの家屋の上に存する権利についてはその名称

第 11 表の付表2 相続税がかかる財産の明細書（有価証券用）

この表では、相続税がかかる財産（１ページの「１ 相続財産」欄に記載の財産）のうち、有価証券の明細を記入します。

相続税がかかる財産の明細書

(有価証券用)

被相続人の氏名 国税 太郎

第11表の付表2

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、有価証券の明細を記入します。

財産の明細					分割が確定した財産	
項番	細目		所在場所等	数量(株・口・円)	為替(円)	財産を取得した人の番号
	銘柄	国				
	銘柄	備考	上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(発行法人の所在地等)	単価	価額(円)	
1	上記以外の株式		△△証券	4,900		1
	〇〇建設㈱		〇〇支店	3,000		
				14,700,000		
2	上記以外の株式		△△証券	2,505		2
	〇〇石油㈱		〇〇支店	5,000		
				12,525,000		

《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》

種 類	細 目		銘 柄
有 価 証 券	特定同族会社 ^(注) の株式、出資	配当還元方式によったもの	その銘柄
		その他の方式によったもの	
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資		
	公 債 、 社 債		
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券		

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

第 11 表の付表 3 相続税がかかる財産の明細書（現金・預貯金等用）

この表では、相続税がかかる財産（１ページの「１ 相続財産」欄に記載の財産）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

[illegible]

《取得した財産の口座種別等の記載要領》

種 類	細 目	□ 座 種 別 等
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別

第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書（事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用）

この表では、相続税がかかる財産（1 ページの「1 相続財産」欄に記載の財産）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

相 続 税 が か か る 財 産 の 明 細 書

(事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用)

被相続人の氏名

国税 太郎

第 11 表の付表 4

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

財 産 の 明 細		分割が確定した財産	
項 番	細 目	数 量	倍 数
特 例	国外	単 価 (円)	取得した人の番号
備考	財産の所在場所等	価 額 (円)	取得財産の価額(円)
1	生命保険金等		1
		5,000,000	5,000,000

【手順 1】

相続財産（第 11 表の付表 1～3 に記載した財産以外の財産）の細目、財産の名称等の各欄を記入します。

※ 細目、財産の名称等の記載要領は下表をご覧ください。

（注）

生命保険金については、非課税金額を控除するため、8 ページの第 9 表の手順 6 で計算した価額を記入します。

【手順 2】

財産を取得した人の番号と、その人が分割により取得した財産の価額を記入します。

《取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領》

種 類	細 目	財 産 の 名 称 等
事業（農業） 用 財 産	機 械、器 具、農 機 具、 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商 品、製 品、半 製 品、 原 材 料、農 産 物 等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売 掛 金	
	そ の 他 の 事 業 （ 農 業 ） 用 財 産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称
家 庭 用 財 産		その名称と銘柄
そ の 他 の 財 産 (利 益)	生 命 保 険 金 等	
	退 職 手 当 金 等	
	立 木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	代 償 財 産	
	金 地 金	その名称
	生 命 保 険（ 共 済 ） 契 約 に 関 する 権 利	その保険の契約に係る保険会社等の名称
	損 害 保 険（ 建 物 更 生 共 済 ） に 係 る 権 利	その保険の契約に係る保険会社等の名称
	暗 号 資 産	その名称
	貸 付 金、預 け 金 等	その債務者の名称
	配 当 期 待 権	配当期待権の基となる株式等の銘柄
	そ の 他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したもののみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額（注）の別

（注）「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 1 号（（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第 70 条の 2 の 3 第 12 項第 2 号（（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいいます。

第 11・11 の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

この表では、母（国税花子）が相続した自宅のある土地（宅地）について、小規模宅地等の特例を適用して課税価格に算入する価額を計算します。

特例の対象となり得る宅地等
等を取得した全ての人の氏名
を記入します。

自宅のある宅地について特例の適用を受けるため、「小規模宅地等の種類」欄は「1」と記入します。

特例の対象として選択する宅地に係る取得者の氏名、所在地番、面積、価額等を①～⑧までの説明に従って記入します。

「⑧課税価格に算入する価額」を３ページの第 11 表の付表 1 に転記します。

（注）⑦の計算について、「⑨減額割合」は小規模宅地等の種類によって異なります。

手順3で記載した面積(⑤)を記入し、「限度面積要件」の確認をします。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

被相続人 国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。
なお、被相続人から、相続・遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続時の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、**第11・11の2表の付表2**を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、**第11・11の2表の付表2の2**を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

(注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、**第11・11の2表の付表1(続)**を使用します。

1 特例の適用にあつての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私(私たち)は「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

国税 花子

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入する	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④×⑤/⑧）の価額
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）
1	① 国税 花子 []	⑤ 100.00 m
	② ○○市△△3丁目5番16号	⑥ 150,000円
	③ 100.00 m	⑦ 120,000円
	④ 150,000円	⑧ 30,000円
	① []	⑤ . m
	②	⑥ 円
	③ m	⑦ 円
	④ 円	⑧ 円
	① []	⑤ m
	②	⑥ 円
	③ m	⑦ 円
	④ 円	⑧ 円

(注) ①欄の「1」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。

2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、**第11・11の2表の付表1(別表1)**を作成します。

3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、**第11・11の2表の付表1(別表1の2)**を作成します。

4 ⑧欄の金額は第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。

○ 「限度面積要件」の判定

上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等 ③ 特定同族会社事業用宅地等 ④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	80/100	80/100 80/100 50/100
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	100.00 m	m m m m
イ ⑤の小規模宅地等が事業用宅地等がない場合	[①]の⑩の面積 100.00 m ≤ 330m	[②]の⑩及び[③]の⑩の面積の合計 m ≤ 400m
ロ ⑤の小規模宅地等に事業用宅地等がある場合	[①]の⑩の面積 m × 200/330 +	[②]の⑩及び[③]の⑩の面積の合計 m × 200/400 + [④]の⑩の面積 m ≤ 200m

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類（① 貸付事業用宅地等）の選択の有無に応じて、⑩欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務署整理欄

年分	申告番号	申告年月日	一連番号	グループ番号	補完

第 11・11 の 2 表の付表 1

【小規模宅地等の特例】

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用又は事業の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

第9表 生命保険金などの明細書

この表では、父（国税太郎）の死亡に伴い、母（国税花子）に支払われた生命保険金（契約者及び保険料負担者：父）を記入して、相続税の課税対象となる金額を計算します。

生命保険金などの明細書

被相続人 国税 太郎

第9表

1 相続や遺贈によって取得したもののみみなされる保険金など

この表は、相続人その他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したもののみみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	〇〇生命	▲・7・10	20,000,000	国税 花子
		・		
		・		
		・		
		・		

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「仙額」欄に転記します。
3 相続時特種贈与税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	① 受け取った保険金などの金額	② 非課税金額 (A × ④ / B)	③ 課税金額 (① - ②)
(500万円 × 3人) により計算した金額を右の③に記入します。 15,000,000	20,000,000	15,000,000	5,000,000
合計	20,000,000	15,000,000	5,000,000

(注) 1 ⑥の金額が⑤の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「仙額」欄に転記します。

- 【手順1】
保険会社などから通知された支払通知書などを確認し、その内容に基づいて受取金額等を記入します。
- 【手順2】
①法定相続人の数を記入し、
②保険金の非課税限度額を記入します。
※ 法定相続人の数は、15ページの第2表の手順3の人数と同数になります。
- 【手順3】
保険金などを受け取った相続人の氏名及び金額を記入します。
相続人以外の方が保険金を受け取った場合には、ここには記入せず、6ページの第11表の付表4に受け取った金額を直接記入します。
- 【手順4】
受け取った保険金などの金額の合計額を記入します。
- 【手順5】
各人の非課税金額を記入します。
- 【手順6】
課税金額を記入します。
この金額を6ページの第11表の付表4に転記します。
- 【手順7】
非課税金額及び課税金額の合計額を記入します。

【みなし相続財産（生命保険金など）】
被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）などは、相続などによって取得したもののみみなされ、相続税の課税対象となります。
ただし、「生命保険金」のうち、一定の金額までは非課税となります。
(注) 一定の金額 ⇒ 500万円 × 法定相続人の数 × $\frac{\text{その相続人の取得した金額の合計額}}{\text{相続人全員の取得した金額の合計額}}$

第 11 表 相続税がかかる財産の合計表

この表では、財産取得者各人の取得財産の価額の合計額を記入します。

相続税がかかる財産の合計表

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名

国税 太郎

第11表

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。
なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の附表1から附表4に記入してください。
(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況		分割の日	全部分割				部分割			
			元号	年	月	日	元号	年	月	日
1: 全部分割 2: 部分分割 3: 全部未分割	1		令和	▲	8	18				

財産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名	項番	財産を取得した人の氏名
1	国税 花子		
2	国税 一郎		
3	税務 幸子		

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)	③ 取得財産の価額(円) (①+②)
1	34,200,000	0	34,200,000
2	12,525,000	0	12,525,000
3	7,075,000	0	7,075,000

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。
2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の附表1から附表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。
3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の附表1から附表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。
4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

【手順】
申告書第11表の附表1～4で記載した各人の取得財産の価額の合計額を記入します。

3 債務及び葬式費用の記載

第13表 債務及び葬式費用の明細書

この表では、父（国税太郎）の債務及び葬式費用について、その明細を記入し、各人の債務及び葬式費用の合計額を計算します。

債務及び葬式費用の明細書						被相続人	国 税 太 郎	
1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。 なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)								
債 務 の 明 細						負担することが確定した債務		
種 類	細 目	債 権 者		発 生 年 月 日 弁 済 期 限	金 額	負担する人 の 氏 名	負担する 金 額	
		氏名又は名称	住所又は所在地					
公租 公課	▲年度分 固定資産税	〇〇市役所		▲・1・1 ・ ・	150,000 円	国 税 花 子	150,000 円	
合 計					150,000			
2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)								
葬 式 費 用 の 明 細						負担することが確定した葬式費用		
支 払 先		支 払 年 月 日	金 額	負担する人 の 氏 名	負担する 金 額			
氏名又は名称	住所又は所在地							
〇〇葬儀社	〇〇市〇〇 3丁目×番	▲・5・14 ・ ・	1,350,000 円	国 税 花 子	1,350,000 円			
合 計			1,350,000					
3 債務及び葬式費用の合計額								
債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)						
債 務	負担することが確定した債務	①	150,000 円	国 税 花 子	150,000 円	円	円	
	負担することが確定していない債務	②						
	計 (①+②)	③	150,000	150,000				
	葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④	1,350,000	1,350,000			
		負担することが確定していない葬式費用	⑤					
計 (④+⑤)		⑥	1,350,000	1,350,000				
合 計 (③+⑥)		⑦	1,500,000	1,500,000				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、④及び⑤欄にそれぞれ転記します。

【相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用】

被相続人の債務は、相続財産の価額から差し引かれます。差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、相続開始時点でまだ納めていなかったものも含まれます。

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産の価額から差し引かれます。葬式費用とは、①お寺などへの支払、②葬儀社、タクシー会社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。

なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

4 相続開始前3年以内の贈与財産の記載

第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書

この表では、私（国税一郎）と妹（税務幸子）が、父（国税太郎）が亡くなる前3年以内に父から現金の贈与を受けているため、相続税の課税対象となる贈与財産価額を計算します。

【手順1】
贈与を受けた人の氏名、贈与年月日等を記入します。
※ 現金の贈与を受けた場合は、「所在場所等」欄に贈与者（国税太郎）の住所を記入します。

【手順2】
贈与を受けた人ごとに合計額を記入します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人（その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。）は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②①の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価格に加算される価額（①-②）
1	国税 一郎	X・2・16	現金	預貯金等	〇〇市△△3丁目5番16号		1,100,000		1,100,000
2	税務 幸子	X・10・25	"	"	〇〇市△△3丁目5番16号		1,100,000		1,100,000
3									
4									

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額

氏名	④金額
(各人の合計)	
国税 一郎	1,100,000
税務 幸子	1,100,000

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者)

私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号)

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称

【被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産】
被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。
なお、この場合において、贈与税が課税されているときは、本表のほかに第4表の2（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）を作成する必要があります（この事例では贈与税が課税されていないため、第4表の2は作成しません。）。

【被相続人から取得した相続時精算課税適用財産】
被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を相続税の課税価格に加算します。
なお、この場合には、本表ではなく第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）を作成する必要があります。

第 15 表 相続財産の種類別価額表

この表では、3～6ページの第 11 表の付表 1～4（相続税がかかる財産の明細書）、10 ページの第 13 表（債務及び葬式費用の明細書）及び 11 ページの第 14 表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）の記載に基づいて、相続財産の種類別の価額を記入します。

相 続 財 産 の 種 類 別 価 額 表（この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。）

（単位は円）

種類	細	目	番号	被 相 続 人	各 人 の 合 計	（氏 名）
※	整	理	番 号	被 相 続 人		国 税 花 子
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	出		①			
	畑		②			
	宅	地	③		3 0 0 0 0 0 0	3 0 0 0 0 0 0
	山	林	④			
	そ の 他 の 上 地		⑤			
	計		⑥		3 0 0 0 0 0 0	3 0 0 0 0 0 0
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権		⑦			
	⑥のうち通常価額		⑧			
	農業投資価額		⑨			
家	屋	等	⑩		8 0 0 0 0 0 0	8 0 0 0 0 0 0
	⑩のうち配偶者居住権		⑪			
事業（農業）	機 械、器 具、農 耕 具、		⑫			
	その他の減価償却資産		⑬			
	商品、製品、半製品、		⑭			
	原材料、農産物等		⑮			
	売 掛 金		⑯			
用財産	そ の 他 の 財 産		⑰			
	計		⑱			
有	特 定 同 族 配 当 還 元 方 式		⑲			
	会社の株式		⑳			
	及び出資		㉑			
	その他の方式		㉒			
	によるもの		㉓			
	⑲及び⑳以外の株式及び出資		㉔		2 7 2 2 5 0 0 0	1 4 7 0 0 0 0 0
証	公 債 及 び 社 債		㉕			
券	証券投資信託、貸付信託		㉖			
	の 受 益 証 券		㉗			
	計		㉘		2 7 2 2 5 0 0 0	1 4 7 0 0 0 0 0
現	金、預貯金等		㉙		1 0 5 7 5 0 0 0	3 5 0 0 0 0 0
家	庭 用 財 産		㉚			
そ	生 命 保 険 金 等		㉛		5 0 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0
の	退 職 手 当 金 等		㉜			
他	立		㉝			
の	そ の 他		㉞			
財	計		㉟		5 0 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0
産	合 計（⑥+⑩+⑬+⑰+⑲+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟）		㊱		5 3 8 0 0 0 0 0	3 4 2 0 0 0 0 0
相	続 時 結 算 課 税 適 用 財 産 の 価 額		㊲			
不	動 産 等 の 価 額		㊳		1 1 0 0 0 0 0 0	1 1 0 0 0 0 0 0
債	（⑥+⑩+⑬+⑰+⑲+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟）		㊴			
務	債		㊵		1 5 0 0 0 0 0	1 5 0 0 0 0 0
葬	式 費 用		㊶		1 3 5 0 0 0 0	1 3 5 0 0 0 0
等	合 計（㊵+㊶）		㊷		1 5 0 0 0 0 0	1 5 0 0 0 0 0
差	引 純 資 産 価 額（㊱+㊲-㊷）		㊸		5 2 3 0 0 0 0 0	3 2 7 0 0 0 0 0
純	資 産 価 額 に 加 算 さ れ る		㊹		2 2 0 0 0 0 0	
課	税 価 格（㊸+㊹）		㊺		5 4 5 0 0 0 0 0	3 2 7 0 0 0 0 0
	（1,000円未満切捨て）					

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

【手順1】
財産を取得した人の氏名を記入します。

【手順2】
①～⑦、⑩～⑳の各欄について、3～6ページの第 11 表の付表 1～4 で記入した財産の種類ごとの価額を転記します。

【手順3】
不動産等の価額の合計額
（⑥+⑩+⑬+⑰+⑲+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟）を記入します。

【手順4】
10 ページの第 13 表の手順5で記入した金額（㊳、㊵及び㊷）を転記します。

【手順5】
差引純資産価額
（㊱+㊲-㊷）を記入します。

【手順6】
11 ページの第 14 表の手順2で記入した金額を転記します。

【手順7】
課税価格（㊸+㊹）を記入します。

（※）㊸欄の計算の結果、赤字（マイナス）のときは「0」と記入してください。

なお、「各人の合計」欄は、財産を取得した人ごとに各欄の計算を行った後に、その金額の合計額を記入してください。

12

財産を取得した人が2人以上いるときは
「相続財産の種類別価額表(続)」を作成します。

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

12 ページと同様に記入し
ます。

第15表(続)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

被相続人		国税 太郎		税務 幸子							
(氏名)		国税 一郎		(氏名)							
土地(土地の上に存する権利を含みます。)	田	1									
	畑	2									
	宅地	3									
	山林	4									
	その他の土地	5									
	計	6									
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	7									
	⑥のうち通常価額	8									
	⑥のうち特例農地等	9									
	農業投資価格による価額	10									
	家屋等	11									
	⑩のうち配偶者居住権	12									
	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	13									
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	14									
	売掛金	15									
	その他の財産	16									
	計	17									
	特定同族会社の株式及び出資	18									
	配当還元方式によったもの	19									
	その他の方式によったもの	20									
	⑪及び⑫以外の株式及び出資	21	1	2	5	2	5	0	0	0	0
	公債及び社債	22									
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	23									
	計	24	1	2	5	2	5	0	0	0	
	現金、預貯金等	25									
	家庭用財産	26									
	生命保険金等	27									
	退職手当金等	28									
	立木	29									
	その他の財産	30									
	計	31									
	合(⑤+⑩+⑬+⑯+⑳+㉑)	32	1	2	5	2	5	0	0	0	
	相続時精算課税適用財産の価額	33									
	不動産等の価額(⑥+⑩+⑬+⑯+⑳+㉑)	34									
	債務	35									
	葬式費用等	36									
	合計(③+③)	37									
	差引純資産価額(③+③-③)(赤字のときは0)	38	1	2	5	2	5	0	0	0	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	39	1	1	0	0	0	0	0	0	
	課税価格(③+③)(1,000円未満切捨て)	40	1	3	6	2	5	0	0	0	
	※税務署整理欄	申告区分	年	分	名簿番号	申告年月日	グループ番号				

6 課税価格の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、課税価格（相続税の課税対象となる財産の合計額）を計算します。

【手順1】
相続税の申告書の提出先の税務署及び提出（予定）年月日を記入します。

【手順2】
相続開始年月日（亡くなった日）を記入します。

【手順3】
財産を取得した人の氏名、マイナンバー（個人番号）、生年月日等を記入します。
なお、年齢は相続開始年月日現在の年齢を記入します。

【手順4】
取得財産の価額等を記入します。
「① 取得財産の価額」欄
⇒ 9ページの手順で記入した第11表の金額を転記します。
「③ 債務及び葬式費用の金額」欄
⇒ 10ページの第13表の手順5の⑦欄の金額を転記します。

【手順5】
純資産価額（①+②-③）を記入します。

【手順6】
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額を11ページの第14表の手順2の④欄の金額を転記します。

【手順7】
課税価格（④+⑤）を記入します。
④の金額を15ページの第2表に転記します。

財産を取得した人が2人以上いるときは「相続税の申告書（続）」を作成します。

右記の手順3から7と同様に記入します。

（※）④欄の計算の結果、赤字（マイナス）のときは「0」と記入してください。
なお、「各人の合計」欄は、財産を取得した人ごとに各欄の計算を行った後に、その金額の合計額を記入してください。

相 続 税 の 申 告 書

〇〇 税務署長
● 年 3 月 3 日 提出

相続開始年月日 ▲ 年 5 月 9 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ (被相続人) コクセイ タロウ

氏 名 国税 太郎

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 昭和 X 年 10 月 19 日 (年齢 74 歳)

住 所 〇〇市△△3丁目5番16号

(電 話 番 号)

被相続人との続柄 職業 なし

取 得 原 因 該当する取得原因を○で囲みます。 [相続] 遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※ 監 理 番 号

取得財産の価額 (第11表2③) ① 5 3 8 0 0 0 0 0 円

相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧) ②

債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③ 1 5 0 0 0 0 0

純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④ (※) 5 2 3 0 0 0 0 0

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④) ⑤ 2 2 0 0 0 0 0

課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥ 5 4 5 0 0 0 0 0

法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額 ⑦ 0 0 0 0 0 0 円

相 続 税 の 総 額 ⑧ 0 0 0 0 0 0 円

各人の算出 一般の場合 ⑨ 1 . 0 0

相 続 税 の 申 告 書 (続)

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ (被相続人) コクセイ イチロウ

氏 名 国税 一郎

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 昭和 X 年 3 月 24 日 (年齢 40 歳)

住 所 〇〇市△△3丁目5番16号

(電 話 番 号)

被相続人との続柄 職業 長男 会社員

取 得 原 因 [相続] 遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※ 監 理 番 号

取得財産の価額 (第11表2③) ① 1 2 5 2 5 0 0 0 円

相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧) ②

債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③

純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④ 1 2 5 2 5 0 0 0

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④) ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥ 1 3 6 2 5 0 0 0

フリガナ (被相続人) ゼイム サチコ

氏 名 税務 幸子

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 昭和 X 年 2 月 14 日 (年齢 38 歳)

住 所 〇〇市〇〇〇6丁目3番1号

(電 話 番 号)

被相続人との続柄 職業 長女 会社員

取 得 原 因 [相続] 遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※ 監 理 番 号

取得財産の価額 (第11表2③) ① 7 0 7 5 0 0 0 0 円

相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧) ②

債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③

純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④ 7 0 7 5 0 0 0 0

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④) ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥ 8 1 7 5 0 0 0 0

第2表 相続税の総額の計算書

この表では、相続税の総額を計算します。
※ 課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引いた額について、法定相続分に応じた取得金額に税率を掛けて相続税の総額を計算します。

【手順1】
課税価格の合計額 (①)
を記入します。
(注)
14 ページの第1表の
手順7の⑥欄 (A) の金
額を転記します。

【手順2】
法定相続人の氏名、続柄、
法定相続人に応じた法定
相続分等を記入します。

【手順3】
法定相続人の数を記入し、
遺産に係る基礎控除
額 (⑧) を記入します。

【手順4】
課税遺産総額 (①-⑧)
を記入します。

【手順5】
法定相続分に応ずる取得
金額 (③×⑤) を記入し
ます。

【手順6】
相続税の総額の基となる
税額を記入します。
申告書の下部にある「相
続税の速算表」に基づい
て計算します。

【手順7】
相続税の総額 (手順6で
計算した税額の合計額)
を記入します。

相続税の総額の計算書

被相続人 国税 太郎

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑤欄及び⑧欄並びに⑩欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額 (第1表) ⑤ (第3表) 54,500,000	② 遺産に係る基礎控除額 3,000万円+(600万円×3人)=4,800	③ 課税遺産総額 (①-②) 6,500,000
④ 法定相続人 (注)1参照 氏名 被相続人との続柄 法定相続分 国税 花子 妻 1/2 国税 一郎 長男 1/4 税務 幸子 長女 1/4	⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分 ⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て) 3,250,000 1,625,000 1,625,000	⑦ 相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」で計算します) 325,000 162,500 162,500
⑧ 法定相続分に応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑩ 相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」で計算します)
法定相続人の数 3 人 合計 1	⑪ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て) 650,000	⑫ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)

(注)1. ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2. ⑧欄の金額を第1表の⑧欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表の⑧欄へ転記するとともに、⑩欄の金額を第3表の⑩欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額
⑨欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額 (⑦欄) は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

【法定相続分の主な例】

相続人	法定相続分
子がいる場合	配偶者 2分の1 子 2分の1(人数分に分ける)
子がいない場合	配偶者 3分の2 父母 3分の1(人数分に分ける)
子も父母もいない場合	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1(人数分に分ける)

【国税花子の「相続税の総額の基となる税額」の計算例】
3,250,000円 × 10% (税率) = 325,000円
(注) 例えば、法定相続分に応ずる取得金額が20,000千円の場合には、次のとおり計算します。
20,000,000円 × 15% (税率) - 500,000円 (控除額) = 2,500,000円

8 各人の算出税額の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、各人の算出税額を計算します。

〇〇 税務署長
● 年 3 月 3 日 提出

相続税の申告書 修正

相続開始年月日 ▲ 年 5 月 9 日 ※申告期限延長口 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人	
フリガナ	コクゼイ タロウ	コクゼイ ハナコ	
氏名	国税 太郎	国税 花子	
個人番号又は法人番号		XXXXXXXXXX	
生年月日	昭和X 10 月 19 日 (年齢 74 歳)	昭和X 年 9 月 17 日 (年齢 67 歳)	
住所	〇〇市△△3丁目5番16号	〇〇市△△3丁目5番16号	
被相続人との続柄	なし	妻	
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号			
取得財産の価額①	53800000	34200000	
相続時精算課税適用財産の価額②			
債務及び葬式費用の金額③	1500000	1500000	
純資産価額④	52300000	32700000	
純資産価額に計算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表1④)	2200000		
課税価額⑤	54500000	32700000	
法定相続人の数	3人		
遺産に係る 基礎控除額	4800000		
相続税の総額⑦	6500000		
各人の算出税額			
・ 一般の場合	あん割合 (各人の⑧)	0.60	
・ 贈与の場合 (⑨の場合を除く)	1.00		
・ 農地等税額	6500000	3900000	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入し、また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

【手順1】
15ページの第2表の手順3及び7で記入した法定相続人の数、遺産に係る基礎控除額及び相続税の総額を転記します。

【手順2】
財産を取得した人のあん割合(各人の⑧/④)を記入します。
※ あん割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00となるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

【手順3】
手順1の「⑦相続税の総額」に手順2の「⑧あん割合」を掛けた金額を記入します。
 $650,000 \text{ 円} \times 0.60 = 390,000 \text{ 円}$

【手順4】
手順3で記入した各人の算出税額の合計額を記入します。
※ 財産を取得した人が2人以上いる場合には、手順2及び3により各人の算出税額を計算した後に記入します。

相続税の申告書(続) 修正

※申告期限延長口 年 月 日 ※申告期限延長口 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ	コクゼイ イチロウ	ゼイム サチコ	
氏名	国税 一郎	税務 幸子	
個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	
生年月日	昭和X 年 3 月 24 日 (年齢 40 歳)	昭和X 年 2 月 14 日 (年齢 38 歳)	
住所	〇〇市△△3丁目5番16号	△△市〇〇〇6丁目3番1号	
被相続人との続柄	長男	長女	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号			
取得財産の価額①	12525000	7075000	
相続時精算課税適用財産の価額②			
債務及び葬式費用の金額③			
純資産価額④	12525000	7075000	
純資産価額に計算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表1④)	1100000	1100000	
課税価額⑤	13625000	8175000	
法定相続人の数			
遺産に係る 基礎控除額			
相続税の総額⑦			
各人の算出税額			
・ 一般の場合	あん割合 (各人の⑧)	0.25	0.15
・ 贈与の場合 (⑨の場合を除く)	1.00		
・ 農地等税額	1625000	975000	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

上記の手順2及び3と同様に記入します。

第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

この表では、母（国税花子）が、配偶者の税額軽減の適用を受けるため、税額軽減額を計算します。

- 【手順1】
16 ページの第1表の④欄の金額を転記し、課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を掛けた金額を記入します。
- 【手順2】
手順1で計算した金額と1億6,000万円のいずれか多い金額を記入します。
- 【手順3】
9ページの第11表の手順で記入した配偶者の①欄の金額及び16ページの第1表の配偶者の③欄の金額を転記し、配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格を記入します。
- 【手順4】
16ページの第1表の手順1で記入した⑦欄及び④欄の金額等を転記し、配偶者の税額軽減の基となる金額を記入します。
- 【手順5】
16ページの第1表の手順3で記入した配偶者の⑨欄の金額を転記し、配偶者の税額軽減の限度額を記入します。
- 【手順6】
手順4及び5で計算した金額のいずれか少ない金額を記入します。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 国税 太郎

第5表

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額 (第1表の④の金額) (配偶者の法定相続分) ④※ 円

54,500,000円 × $\frac{1}{2}$ = 27,250,000円

160,000,000

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格

① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額) 円 34,200,000

② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額) 円 1,500,000

③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額) 円 1,500,000

④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0) 円 1,500,000

⑤ 純資産価額に計算される唐年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額) 円 32,700,000

⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て) 円 32,700,000

⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額) 円 650,000

⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額 円 32,700,000

⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額) 円 54,500,000

⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨) 円 390,000

配偶者の税額軽減の限度額 (第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額) 円 390,000

配偶者の税額軽減額 (⑩の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額) 円 390,000

(注) ⑤の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑩」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額 (第3表の④の金額) (配偶者の法定相続分) ④※ 円

上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格

⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額) 円

⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額) 円

⑬ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額) 円

⑭ (⑬-⑫)の金額 (⑫の金額が⑬の金額より大きいときは0) 円

⑮ 純資産価額に計算される唐年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額) 円

⑯ (⑪-⑭+⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て) 円

⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額) 円

⑱ ⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額 円

⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額) 円

⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲) 円

配偶者の税額軽減の限度額 (第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額) 円

配偶者の税額軽減額 (⑲の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額) 円

(注) ⑤の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑩」欄に転記します。

【配偶者の税額軽減】

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

なお、配偶者の税額軽減を受けることによって納付すべき税額が「0」となる場合でも、相続税の申告書の提出は必要ですので、ご注意ください。

〇〇 税務署長

● 年 3 月 3 日 提出

相続税の申告書

修正

相続開始年月日 ▲ 年 5 月 9 日

※申告期限延長口 年 月 日

〇フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
(被相続人)		コクセイ タロウ		コクセイ ハナコ	
氏 名		国 税 太 郎		国 税 花 子	
個人番号又は法人番号				1個人番号の記載に当たっては、4桁を半角として記入してください	
生 年 月 日		昭和 X 年 10 月 19 日 (年齢 74 歳)		昭和 X 年 9 月 17 日 (年齢 67 歳)	
住 所		〇〇市△△3丁目5番16号		〇〇市△△3丁目5番16号	
(電 話 番 号)				(XXX - XXX - XXXX)	
相続人との続柄		なし		妻	
職 業				なし	
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		[相続]・[遺贈]・[相続時精算課税に係る贈与]	
※ 整理番号					
取得財産の価額 (第11表2③)	①	5 3 8 0 0 0 0 0		3 4 2 0 0 0 0 0	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②				
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	1 5 0 0 0 0 0 0		1 5 0 0 0 0 0 0	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	5 2 3 0 0 0 0 0		3 2 7 0 0 0 0 0	
純資産価額に加算される居住型税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤	2 2 0 0 0 0 0 0			
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	5 4 5 0 0 0 0 0		3 2 7 0 0 0 0 0	
法定相続人の数		3 人		4 人	
遺産に係る基礎控除額		4 8 0 0 0 0 0 0			
相 続 税 の 総 額	⑦	6 5 0 0 0 0 0 0			
・ 般 の 場 合 (⑩の場合を除く)	⑧	1 . 0 0		0 . 6 0	
・ 別荘税額 (⑦×⑧/⑨)	⑨	6 5 0 0 0 0 0 0		3 9 0 0 0 0 0 0	
農地等税額 (⑦×⑩/⑪)	⑩				
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥)	⑪				
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2②)	⑫				
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬	3 9 0 0 0 0 0 0		3 9 0 0 0 0 0 0	
⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑭				
納 税 額	⑮	3 9 0 0 0 0 0 0		3 9 0 0 0 0 0 0	
先 引 税 額 (⑨+⑪-⑬)又は(⑩+⑪-⑬) (赤字のときは0)	⑯	2 6 0 0 0 0 0 0			
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)	⑰	0 0		0 0	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑱				
小 計 (⑮-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑲	2 6 0 0 0 0 0 0			
納 税 猶 予 税 額 (第8の8表2⑧)	⑳	0 0		0 0	
申 告 期 限 までに 納 付 す べき 税 額 (⑲-㉑)	㉑	2 6 0 0 0 0 0 0		0 0	
還 付 さ れ る 税 額 (⑲-㉑)	㉒	△		△	
この修正前の申告書の修正申告書である場合	㉓				
小 計	㉔	0 0		0 0	
中 告 納 税 額 (還付の場合は、頭に△を記載)	㉕				
小 計 の 増 加 額 (㉕-㉔)	㉖				
この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、頭に△を記載) (㉕又は㉖-㉔)	㉗				

※この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

作成税理上の事務所所在地・署名・電話番号

税理士書面提出 30条 33条の2

この申告が修正申告である場合の異動の内容等

【手順3】
納付すべき税額等を記入し
ます。

欄の金額が赤字となる場合は、⑨欄の左端に△を付してださい。なお、この場合で、⑨欄の金額のうちに贈与税の
出税額控除額（第11の2表1⑩）があるときは、②欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照してください
している場合は、（参考）を○で囲んでください（その人の分は申告書とは取り扱いません）。

※税 整	利 得
通 日	作 月
年	・
(確	

【相続税の申告書の提出先及び提出期限】

相続税の申告書は、被相続人の住所地を所轄する税務署又は業務センターに提出してください。

なお、相続税の申告書の提出期限（申告期限）は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の亡くなった日）の翌日から10か月目の日です。申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となります。

相続税の申告書(続)

修正

※申告期限延長口		年	月	日	※申告期限延長口		年	月	日
財産を取得した人					財産を取得した人				
フリガナ					フリガナ				
氏名					氏名				
個人番号又は法人番号					個人番号又は法人番号				
生年月日					生年月日				
住所					住所				
被相続人との続柄					被相続人との続柄				
取得原因					取得原因				
※整理番号					※整理番号				
取得財産の価額					取得財産の価額				
相続税計算基礎財産の価額					相続税計算基礎財産の価額				
債務及び葬式費用の金額					債務及び葬式費用の金額				
純資産価額					純資産価額				
純資産価額に計算される					純資産価額に計算される				
課税価格					課税価格				
法定相続人の数					法定相続人の数				
相続税の総額					相続税の総額				
一般の場合					一般の場合				
農地等相続税					農地等相続税				
相続税額の2割加算					相続税額の2割加算				
の控除					の控除				
計					計				
納税額					納税額				
申告期限までに					申告期限までに				
納税額					納税額				
この申告書の					この申告書の				
修正前の					修正前の				
申告納税額					申告納税額				
小計					小計				
この申告書に					この申告書に				
記載される					記載される				
納税額					納税額				

第1表(続)

この申告書で提出しない人

である場合(参考として記載している場合)

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

18 ページと同様に記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

【相続税の納税の期限等】

納付すべき税額（第1表の②1欄の金額）が算出される場合は、申告期限までに納付する必要があります。

税金の納付場所は、最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）又は被相続人の住所地を所轄する税務署です。

○ 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

- 1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。
 また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。
 なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^{（注1）} ・通知カード ^{（注2）} ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り。） など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ^{（注1）} ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ^{（注3）} など

（注） 1 マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。
 2 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
- 2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。
 なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。
 詳しくは国税庁ホームページに掲載している「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
 - (1) 一般の場合（(2)又は(3)などの特例等の適用を受けない場合）

①	次のいずれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り。） ^{（注1）} なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。 ハ イ又はロをコピー機で複写したもの
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^{（注2）}

（注） 1 「法定相続情報一覧図の写し」は、被相続人の本籍地等を管轄する法務局において、必要書類と合わせて申出することにより、交付を受けることができます。
 2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。
 - (2) 配偶者の税額軽減の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
 - (3) 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類その他特例の適用要件を確認する書類

（注） 1 例えば、被相続人の配偶者が居住用宅地等について特例の適用を受ける場合や特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には、⑤に掲げる書類のうち、特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類の提出は必要ありません。
 2 事業用宅地等について特例の適用を受ける場合には、提出していただく書類が異なりますので、国税庁ホームページに掲載している「相続税の申告のしかた」をご覧ください。